

安全ニュース

第13号
2008.7.1

発行所・(社) 春日井市
シルバー人材センター
編集責任者
安全委員長 宮崎 利雄

安全・適正就業強化月間によせて

期間 七月一日～

七月三十一日



目的

シルバー人材センター事業は、急速な高齢化が進展するなか、地域社会活性化のため中核事業として発展をしています。

一方、事業規模の拡大に伴い、会員の就業中及び就業途上における事故が年々増加傾向にあります。

本運動は、高齢者が安心して働くことを通じて生きがいを得るとともに、地域社会に貢献していくことを目的としており、このことから毎日頃から安全就業に対する意識の高揚を維持していくことが肝要です。

このため、七月を「安全・適正就業強化月間」と定め、安全・適正就業について、より着実な成果を図ることとしました。

全国安全就業スローガン入賞作品
**気のゆるみ 慣れと油断が
事故のもと**

シルバー人材センターで

取り組む事項

- 一、安全・適正就業委員会の開催
- 二、重篤事故につながる就業の見直し

* 安全保護員の完全着用の徹底
* 健康診断の積極的な奨励

三、就業途上における交通事故防止

* 交通安全に関する講習会の実施
及び交通安全対策の徹底

* 自転車事故防止の徹底

四、安全就業対策の総点検の実施

* 安全保護員の点検と整備

* 就業現場のパトロールの実施

五、適正就業の研修及び点検

六、会員からの安全標語の募集、センター就業現場等への安全標語、ノボリ等の掲示による会員

すべての安全意識の徹底
すべの安全意識啓発のため

七、会報等への安全意識啓発のための特集記事の掲載

八、会員に対しての安全意識啓発のための資料等(リーフレット、ワッペン、安全シール)の配布及び着用の奨励

九、その他

☆一～九の活動項目に従い当春日井市シルバー人材センターは、安全委員会を中心として活動をしていきます

飛び石事故ゼロキャンペーンの実施

期間 平成20年7月1日～9月30日(3ヶ月間)

主旨 シルバー人材センターの理念、及び、基本方針を達成するためには、会員自身が健康で安全な就業を行うことが重要とされています。

しかし、愛知県内センター内での平成18年度に於いて傷害事故は増加し、とりわけ、賠償責任事故の中でも「飛び石事故」が約半数を占めており、仕事を通じ社会地域への貢献を目指すセンターにあって、地域住民の信頼を損なわないためにも、「飛び石事故ゼロ」に向けた取り組みが急務となっています。

当、春日井市シルバー人材センターでは除草班(1班～6班)の方がこの運動に参加します、一人一人がこの運動の主旨を十分に理解し作業に従事して下さい。

第一回安全委員会の報告

- 一、開催日 四月七日(月)
- 二、場所・春日井市シルバー人材センター
- 三、議題・活動事項

①健康相談について(予定)

四月十六日(水)午後二時～
相談者・七名を予定

加藤クリニック・加藤 茂院長

②平成二十年度事業活動計画について

安全委員会・毎月第一月曜日開催
安全活動について

*草刈・剪定・カート回収等の安全視察

*講習会について

・応急手当(救急救命について)

・応急手当(一般講習について)

*安全な自転車の乗り方について

*自動車一般(一般春日井市体育館にて)

*自動車一般(平針講習会場にて)

各日程を計画し逐次実施する

③安全マニュアルの作成

第二回安全委員会の報告

- 一、開催日 五月七日(水)
- 二、場所・春日井市シルバー人材センター
- 三、議題・活動事項

①健康相談について(実施)

四月十六日(水)午後二時～四時

相談者・九名を予定

加藤クリニック・加藤 茂院長

②健康相談について(予定)

六月五日(木)午後二時～
相談者・十名を予定

藤山台診療所 秋山 昇医師

③安全運転講習会一般について(予定)

日時・六月二十五日(木)

場所・春日井市総合体育館2階

参加者・七十名予定

内容・適性検査(筆記・ビデオ・講話)

担当・山本・井上・菅谷

④安全マニュアルの作成状況について

第三回安全委員会の報告

- 一、開催日 六月二日(月)

- 二、場所・春日井市シルバー人材センター

- 三、議題・活動事項

①健康相談について(予定)

七月三日(木)午後二時～
相談者・十名を予定

産業医・井上医院 井上 義基 院長

②安全・適性就業強化月間について

期日・七月一日～三十一日

項目・飛び石事故ゼロキャンペーンの実施

安全パトロールの実施

安全標語の募集(活用方法について

検討した)

平成20年6月1日

改正道路交通法が施行されました

I 自転車の交通ルールが変わりました

1: 自転車が歩道を通行できるのは

* 道路標識で指定された場合

* 13歳未満の子供、70歳以上の高齢者、
と身体の不自由な人が運転の場合

2: 自転車安全利用五原則

① 自転車は車道が原則、歩道は例外

② 車道は左側を通行

③ 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行

④ 安全ルールを守る(2人乗り、飲酒運転は禁止、夜間はライトをつける・・・)

⑤ 雨の日に傘をさして、又は自転車に取り付けて乗ることはルール違反です

II 後部座席のシートベルト着用が義務化されました。

* 車に乗ったら前も後も必ずシートベルトを着用しましょう

III 75歳以上の方は高齢者標識の表示が義務化されました。